

セクシュアル・ハラスメントに対する女性の態度について 異文化コミュニケーション論の視点から

伊藤 明美

1. はじめに

異文化コミュニケーション研究（以下IC）では、男女は異なる文化に所属し、異なるコミュニケーションを学ぶとされる（Victor, 2001; Wood, 1999; ホフステード, 1995）。両集団のコミュニケーションは途切れることのない日常の実践であり、その異文化性は認識しにくいこともあるが、セクシュアリティをめぐる価値観およびコミュニケーション方法の相違は明らかであろう。セクシュアル・ハラスメント（以下セクハラ）は、その判断基準となる「性的に辱められた」という認識や感情が男女で異なる事実を表面化する具体的社会現象の一つである。

一方、セクハラ文脈における女性のコミュニケーション研究は、その端緒が開けたばかりである。これまで中心となってきた社会学的な論考は、確かに男性に優位な社会構造やセクハラ行為の違法性を明らかにしてきたが、現場で生起する女性の感情がどのようにコミュニケーションに反映されるのかについて言及することは少なかった。セクハラは被害者の視点というパラダイムの転換（宮, 2000）を促したものの、受け手の認識や感情の結果として表出される女性のコミュニケーションが明らかにされない限り、男性の混乱や誤解、反発を低減することはできないだろう。また、同時にそれはガイドライン等が女性に求める実行困難な助言（たとえば「毅然とした態度」や「明確な No!」¹⁾）に代わる問題解決への有効な道筋を示してくれる可能性があると考えられる。

そこで本論では、日本という文化文脈における男女のコミュニケーションとしてセクハラを再考し、その上で、女性の具体的態度を考察していくことにしたい。セクシュアリティをめぐる女性の理解や感情は、「今、こ

こ」でどのように表出されるのか、また、そこには一定のパターンや特徴を見出すことができるのかを探りたい。なお、考察の対象としたのは、「判例時報」²⁾(1999年～2007年)に収載されたセクハラに関わる民事裁判16件における当事者の主張および供述である³⁾。民事裁判が判例として上記雑誌に掲載されるにあたっては、問題となったセクハラ状況における原告および被告の会話が含まれることになる。すなわち、個人的なインタビューやアンケートでは容易に確認することのできない現場における男女のコミュニケーションプロセスが詳細に示されるのであり、これが「判例時報」を利用した主たる理由である。

2. 日本のセクハラ再考

今では、日本でも解決すべき深刻な問題として考えられるようになったセクハラは、1980年代にその言葉と概念が紹介されて以降、またたく間に日常語として定着した感がある。一方、行為の具体的内容や形態、方法などは、国や地域、文化によって異なることだろう。なぜなら、セクハラもまた、社会や文化の文脈から切り離すことはできないのであり、それはセクシュアリティや男女関係をめぐる固有の価値観、社会構造などを反映するからである。そこで、まずは日本という文化文脈におけるセクハラについて考えてみることにする。

一般にセクハラは私的領域にあるべきはずのセクシュアリティが公的領域の人間関係に持ち込まれ、コミュニケーションの当事者である男女いずれかに何らかの不利益を与える行為とされる。具体的には卑猥なポスターの掲示から身体接触や性的関係の強要にいたるまで、対象となる行為は幅広く、男女ともに加害者となる可能性はあるが、現状では男性が圧倒的に多い。たとえば、21世紀職業財団(2006)の調査では、対象となった66件の日本のセクハラ裁判における被告(加害者)はすべてが男性であり、また、その約半数にあたる32件では、男性の地位が女性より高かった。また、セクハラの内容については、かながわ女性センター(2004)が被害を受け

た経験のある女性1,337人への調査から6つの類型を導きだしている。具体的にそれらは、言葉、視線、からだへの接触・暴行行為、交際の強要、酒席等でのサービスの強要、不快な環境である。さらに、セクハラの状態は、米国の雇用平等委員会（EEOC）が定めたガイドラインを基に環境型と対価型で示されることが多く、たとえば男女雇用機会均等法第21条に基づく指針（旧労働省告示）でも、「職場における性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの（対価型）と、当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの（環境型）がある」とされている。むしろセクハラは労働場面に限定されたものではないので、起こりうる場面を拡大して言い換えると、環境型とは個人や集団での性的言動が、およそ全ての公的活動（労働、学校での学習、町内会活動など）における環境悪化をもたらすものであり、対価型は権力を利用した性的な性質の言動によって相手の労働・活動条件にかかわる社会的、経済的、心理的不利益を与えることだと言える。

しかし、セクハラの状態を示すこれら2つの枠組みは、必ずしも十分に日本の状況を説明するものではない。たとえば鈴木（1998）は、米国で頻発する対価型のセクハラは、むしろ「地位権限利用型」とであると述べた。日本では上司が直属の部下の採用・解雇あるいは昇進に関する人事上の権限を持たないことが多いためである。地位権限利用型には 性役割強要型、恋愛幻想型、被抑圧・嫉妬型、報復型があり、同時にこれら4つの類型は並列的なものではなく、性役割強要型が他のカテゴリーの基礎をなしていると言う。すなわち、加害者は自らの地位や権限を利用して旧来の役割分業観を公的場面に持ち込むが、そうした期待に「やむなく」応えている女性に恋愛幻想を抱くのが恋愛幻想型、逆に「期待にそむいて」男性以上の能力を発揮する女性に嫉妬するのが被抑圧・嫉妬型である。また、報復型は恋愛幻想型を経て、幻想に気づいた男性が一転して攻撃的になり、報復するのだと言う。性役割分業観の根底にあるのは、いわゆる「女らし

さ」を求めるジェンダー意識である。金子（1995）は、日本男性にとっての女らしさとは、「やさしさ」、「素直さ」、「気配り」であり、こうした過去へのノスタルジーや願望が企業システムの中で仕事と一体化してセクハラ行為が起こると述べている。

このように考えると米国のように性を直接的な取引材料とはしにくい社会構造の中で、日本におけるセクハラは「女らしさ」を強要するジェンダー・ハラスメントとの区別が困難であるように見受けられる。公的場面で女らしさを期待する行為は必ずしもそのすべてが「性的」なものではない。たとえば、酒席での酌やサービスの強要、容貌に関わる「冗談」などは直接に性的なものではないし、また、身体接触を伴わないことも多いのである。しかし、重要なことは、これらの行為が今や多くの女性に不快感を与えていると同時に、事実上セクハラと認識されている（かながわ女性センター、2004 pp.13-14）ということである。また、ジェンダー・ハラスメントは、受け手によって、男性一般への不信感と結びつき、それがパートナーとの性的関係悪化や、自らのセクシュアリティに対する自信喪失につながるなど、加害者との関係を離れたところで、その侵害が認識される場合もあることだろう。

一方、先にあげた女らしさに関わるジェンダー観は、依然、多くの日本人が共有する主観文化の一部として残っており、日本では、その押し付けが女性の人権を侵害するという理解は容易に進まない。ジェンダーのように「社会・文化的」なものであればあるほど、そこに潜む差別や偏見は水面下に隠されてしまうからである。ペノクレイティスとフィーギン（1990, p.112）は「巧妙な」女性差別について、エピソード的で私的、しかもそれは規範、価値、イデオロギーの中に組み込まれているためにしばしば気づかないと述べた。これらはジェンダー・ハラスメントの差別性を明確に示すものである。世代をこえて人々が信じ、実践してきた女らしさや男らしさは、人びとにとって「当然の」、そして場合によっては「美的」な行為、事柄、考えである。しかし、おそらくそれが加害者の多くを

占める男性，そして時には被害者の女性自身やその支援者までもを混乱させ，問題をより一層複雑にしているのである。

このように考えると，「今，ここ」を生きる男女のコミュニケーションとしてのセクハラは，コミュニケーション論，特にICの知見を援用することが極めて重要であることに気づく。なぜなら，人は簡単に「美しい」自文化の論理やその実践から逃れることはできないからである。男女それぞれのコミュニケーションに反映される日本人のジェンダー観がセクハラと抜き差しがたく結びついているとすれば，その解決へ向けた第一歩は，セクシュアリティに対する男女の異なる価値観への深い気づきと，共文化集団の常として表舞台から遠ざけられてきた女性のコミュニケーション文化への理解である。女性はセクハラに巻き込まれた時，いかなる態度で臨むのか，そして，それはなぜか。次節では，セクハラに対する女性の具体的態度を考察することにしたい。

3．民事裁判の記録にみる女性のコミュニケーション

1999年から2007年までに発行された「判例時報」324誌には，セクハラに関する民事裁判が16件収載されている。すべては男性の女性に対するセクハラであり，また，これら16件のうち2つの事例（判例3と7）を除けば，当事者間にはすべて社会的地位をめぐる上下関係が存在し，男性が優位な立場にあった。また，問題とされた行為に身体接触が含まれるものは13件である。また，数ヶ月から3年以上にわたる継続型のセクハラが9件，単発型は7件であった。ここではセクハラのこうした2つの型を考慮しつつ，言語・非言語によって表出される女性のコミュニケーション態度を，やりすごしの時期（継続型のみ），重大なセクハラの瞬間，提訴まで，という時系列的な3段階に分けて考察していくことにする。なお，とりあげた判例の事例内容と判決結果の概要を一覧にして以下に示した（括弧内の数字は慰謝料あるいは損害賠償金額であり，2種ともに請求された場合は，それぞれに分けて記載）。アスタリスクを付した判例（8，13，

15, 16) については, セクハラによる解雇処分を不服として, 男性が元所属会社を提訴したもの(8), セクハラ行為に対する女性の対応にかかわって名誉毀損や虚偽告訴で訴えたもの(13, 15), そして一審の判決を不服として控訴したもの(16)であり, 裁判における原告は加害者の男性である。なお, これ以降, 本論で指摘することになる「判例1」, 「判例5」などの記述は以下の判例一覧にそったものである。

判例一覧

- 判例1 (継続型) 上司によるセクハラ(セクハラ事実を否定した原審の判決は不当として争われた事例。通称「横浜事件」) 控訴審 東京高裁 1997.11.20判決(被告と会社に各々¥2,750,000)
- 判例2 (単発型) 学習塾講師によるセクハラ 東京地裁 1998.11.24判決(一部認容, 一部棄却: ¥1,200,000と授業料の一部 ¥240,000返金)
- 判例3 (単発型) 職場の飲み会における同僚によるセクハラ 大阪地裁 1998.12.21判決(一部認容, 一部棄却: 損害賠償 ¥1,100,000, 慰謝料¥1,000,000)
- 判例4 (継続型) 大学院生に対する指導教官の性的自由等の人格権の侵害⁴⁾ 仙台地裁 1999.5.24判決(一部認容, 一部棄却: ¥7,500,000)
- 判例5 (継続型) 病院長による準看護師へのセクハラ 千葉地裁 2000.1.24判決(一部認容, 一部棄却: ¥800,000)
- 判例6 (継続型) 社長による社員へのセクハラ 東京地裁 2000.3.10判決(一部認容, 一部棄却: ¥3,018,000)
- 判例7 (継続型) 女性市議に対する男性市議の「男いらず」などの言葉によるセクハラ 千葉地裁 2000.8.10判決(一部認容, 一部棄却: ¥400,000)
- *判例8 (継続型) 上司による従業員へのセクハラ(部下の女性らに対

- するセクハラ行為を理由とする男性管理職の解雇は不当として争った事例) 東京地裁 2000 .8 .29 判決(棄却)
- 判例9 (継続型) 銀行支店長による行員へのセクハラ 京都地裁 2001 .3 .22判決(一部認容,一部棄却: ¥6,768,960)
- 判例10 (継続型) 大学教授による副手へのセクハラ 仙台高裁 控訴審 2001 .3 .29判決(一部認容,一部棄却: ¥2,300,000)
- 判例11 (単発型) 指導教官による大学院生へのセクハラ 千葉地裁 2001 .7 .30判決(一部認容: ¥3,000,000)
- 判例12 (単発型) 大学教授による学生へのセクハラ 東京地裁 2001 .11 .30判決(一部認容,一部棄却: 大学との連携で ¥1,800,000)
- *判例13 (単発型) 大学教授による学生へのセクハラ(女子学生がセクハラ行為を批判する文書を配布して名誉を毀損したとして損害賠償請求をした事例) 仙台地裁 2002 .3 .14判決(棄却)
- 判例14 (継続型) 市の女性職員に対するセクハラ 横浜地裁 2004 .7 .8 判決(一部認容,一部棄却: ¥1,200,000)
- *判例15 (単発型) ゼミへの招聘講師による学生へのセクハラ(講師がホテルに同行した女子学生から拒絶されることなく性行為をしたのは不法行為ではないとして控訴した事例) 東京高裁 控訴審 2004 .8 .30 判決(棄却: 慰謝料は ¥2,700,000で変化なし)
- *判例16 (単発型) 指導医師で部長の男性助教授から強姦されそうになった事例(男性は強姦致傷罪で告訴され,強制猥褻致傷罪で起訴された後,無罪判決を受けて確定した。その後,女性医師の虚偽告訴を争った事例) 東京地裁 2004 .11 .29 判決(棄却)

3.1 やりすごしの時期

セクハラを受けた女性たちの対応として代表的なものは「回避型の抵抗」

と呼べるものである。不快な身体接触を避けるために間接的な抵抗をする女性が多い。たとえば、事務所で肩や髪を触られそうになると、それとなく椅子を引いたり、髪を結ぶ(判例1)、<加害者にセクハラを止めて欲しいが、はっきりとは言えず>不安神経症で精神科に通院していると告げる(判例4)などである。彼女たちは一様に、上司からの接触や性的な意味を含む発言や誘いに対して不快感を抱いたと訴えるが、こうした感情の表面化は抑制され、場合によっては相手に対する配慮すら見せるのが特徴である。たとえば判例1の事例では、当事者の女性は上司の度重なる身体接触に不快感を抱いたものの、それを「他意のないスキンシップと考えることにして」(傍点は筆者)、抗議しようとは思わなかったし、また、実際に抗議しなかったと述べている。

一方、この段階における女性の中には、セクハラを受けていると認識しながらも加害者とむしろ「積極的」とも見えるかわり方をする被害者がいる。たとえば私的な相談をもちかける(判例9)、世辞を言う(判例8)などである。こうした態度は、主として上司との良好な人間関係や職場の雰囲気を持続することを目的とした「参加型の抵抗」と呼ぶことができるだろう。相手の行為に調子を合わせることで職務上の立場を防衛するだけでなく、セクハラ行為を受けていることの心理的ショックを緩和させている可能性もあるからだ。具体的に判例5の女性は、約2年半にわたり仕事中心にでん部、大腿部などを何度も公然と触られたが、その行為を問題として公的に取り上げるつもりはなかったし、その一部については大目に見ていたと言い、職場の同僚も、この女性と加害者は「仲が良い」との印象を持っていた。また、判例8では婚約者のいる女性が1ヶ月以上にわたって派遣先の上司から食事の誘いを受け、「しかたなく」食事につきあったが、翌日には以下の世辞メールを送っている。

判例 8 被害女性のメール内容(原文のまま記載)

女性 「昨日はごちそう様でした。いつもいつもすみません。また、私の

ワガママでわざわざ銀座までお供頂ましてありがとうございました。」
(上司からの「・・・貴方みたいな素敵な人に恋人がいないことの方がおかしいのにネ」)に対して)

女性 「あらっ！どーしてそんなにショックだったのですか？ボーイフレンドは沢山いたほうがいいと思いませんか？(あくまでもボーイフレンドですから誤解のないよう・・・)甲野さんだって沢山ガールフレンドがいるでしょう??(ジェントルマンだからいない訳がないですよねぇ～)昨日、お話忘れたのですが、以前、ヘルプデスクの若干一名がこんなことを言っていました。「B子さんのところのボス(甲野さんのこと)の方ってバスローブにブランドグラスをかざして、豪華なソファに座ってるってイメージだよねえ!!」と・・・。なんだかよく意味がわからなかったのですが、要するにキザなジェントルマンって感じだと思います。ヒュ～ヒュ～って感じですよ!!!」

加害者に対するこうした女性の関わり方は、21世紀職業財団(2005)の調査でも示されており⁵⁾、決して珍しい態度とは言えない。回避型・参加型を問わず、女性たちはこうして自らのセクシュアリティを危険にさらしながら対処療法的に問題解決にあたっていると言えるだろう。

3.2 重大なセクハラの間

提訴のきっかけになる深刻な性的性質の行為を受けた際、被害女性に共通するコミュニケーション態度は「平静を装う」である。判例15を除くすべての事例において女性は、行為の停止を求める何らかの言語・非言語メッセージを発しているものの、「断っては角が立つ」(判例11)、「相手を怒らせないように」(判例12)、「あおらないように」(判例1)との思いから、冷静に振舞う努力をしたと言う。また、そうした態度はセクハラ直後も維持され、たとえば、普段と変わらぬ様子で食事をとる(判例1)、加害者主催の勉強会に参加する(判例12)などしている。

一方、現場における女性たちの内面は、明確に「恐怖感」を覚えたとする6件(判例1, 5, 9, 10, 11, 12)を含め、「心臓が凍るような」(判例1)、「ギョッとする思い」(判例9)、「ショックと絶望感」(判例10)などの表現で表される。「やりすごしの時期」に生じた不快感は、この段階で強い衝撃と恐怖に変わっているが、平静を装う女性の態度にそうした強い感情を見出すのはむしろ困難である。横浜事件(判例1)の判決では、わいせつ行為を受ける女性たちが必ずしも激しい抵抗を示すとは限らないとされたが(21世紀職業財団, 2005)、本研究における事例においても、現場から逃げ出すことはもとより、殴る、蹴るなどの行為におよぶ女性は皆無であった。最も強いレベルの非言語行為としては、相手の「膝を強くたたく」(判例3)・「ツメをたてる」(判例10)の2件のみであり、多くは「胸元を手で覆う」・「相手の手を払いのける」(それぞれ4件)、「体をずらす」(3件)などして防御の姿勢をとっていた。言語による抵抗では、「お昼すぎちゃいますよ」(判例1)、「何言ってるの」・「いいかげんにして下さい」・「帰ります」(判例3)、「失礼だから、取り消しなさい」(判例7)、「いや、もうやめて下さい」・「私は結婚しているし、子どももいます」(判例9)、「どうしてですか。私はどうなるんですか」・「もう時間ですから、奥さんも待っていますから」(判例10)、「ダメですよ。・・・、酔ってるでしょう」(判例11)「何をするんですか」・「私、感じない人だから。こんなことしても楽しくないでしょう。こんなことしたくありません」(判例12)などが見られた。比較的強いレベルの言語・非言語メッセージが連続的に見られた判例3は単発型のセクハラであり、また、言葉による明確な抗議をした判例7は継続型であるが、身体接触を伴わない言葉によるセクハラへの対応である。さらに両事例ともに男女の間に地位の上下関係はなかった。被害女性が抵抗(抗議)を表現するのは、個人の性質だけでなく、セクハラの内容や職務上の地位などが影響していると言えるだろう。

3.3 提訴まで

当事者にとって提訴に値する深刻なセクハラ行為を受けた後、女性の多くは、少なくとも2ヶ月以内に第三者に相談している。具体的には提訴までの行動について明記のない4件（その内2件は単発型、別の2件は原告が加害者の事例）を除く12件中8件は、10日以内に、また、2件は2ヶ月以内に友達、家族、所属機関の上司や外部の相談窓口等への相談を始めている。1年以上を経て相談をする事例は2件のみであった（判例4, 5）。被害の状況や傷ついた被害者の感情に深い共感を示したり、当事者以上に憤る同僚、先輩、家族が、短期間の内に問題を公にする鍵となっている。また、12件中11件は、身体接触を伴うセクハラであったが、その内8件で、事件後女性たちは不眠、腹痛、吐き気、続く微熱などの体調異常を訴えており、5件（判例4, 9, 11, 12, 16）においては医師による不安神経症、メニエール症候群、急性ストレス反応、PTSDなどの診断を受けていることがわかった。しかし、この段階においても、混乱した女性の精神状態は表面化されるとは限らない。たとえば、セクハラの日後に加害者が主催する合宿に参加して、「にこやかに」「余裕のある態度で」振舞う（判例10）、セクハラ翌日の午前中に落ち着いた様子で研究発表をする（判例11）、授業や合宿に参加し続ける（判例12）女性もあり、それが男性の行為を正当化する理由として加害者に利用されることもある。しかし、このような態度はむしろ自然なことであろう。落ち着きを失った態度が、職場（学校）における上司（指導教員）はもとより同僚（仲間）との関係悪化、場合によってはまかされた業務に支障をもたらすなどの可能性を否定できないからである。一般に男性は、望まない性的行為を受けた女性は「取り乱し」「普段通りに振舞うことはできない」などのジェンダー化されたコミュニケーション期待を持つが、彼女たちは、むしろ職場あるいは学校という公的領域における自らの役割を重要視している。当然ながらそれは、日本社会で文化化された男性の公的場面での振舞いと、なんら変わるものがない考え方である。

4. まとめにかえて

セクハラ被害を受けた女性の態度や行為は、日本文化の中でジェンダー化されたコミュニケーションがいかなるものであるかの一端を示すものであろう。日本では間接表現が好まれ(キーン, 1994), また, 抑制された表情と態度に女性の美しさを見いだしてきたが(井上, 1991), それはセクハラのように深刻な不快感や心身へのダメージを与える行為に対してすら適応される頑固なコミュニケーション規範となっているようだ。日本人のコミュニケーション特徴とされる対立嫌い(クリストファ, 1984), それ自体「自己主張」ともなりうる強い感情抑制(多田, 1986)や公的場面で制限される嫌悪感の表出(エクマン・フリーゼン, 1987)などは, 他者との関係性の中に自らのアイデンティティを求め, 非防御的で(チョドロウ, 1981; Gilligan, 1993; Wood, 2002), 自己開示量が多く(東・小倉, 2000; ダーレガ他, 1999), 共感的(平山・柏木, 2001; ルービン, 1992; ロット, 1998)な女性のコミュニケーションと相互に影響を与え合い, 融合しながら, 「不明瞭」とされるセクハラ場面での女性行為を形作っていることだろう。

一方, 前述のように「No!」と言わないコミュニケーションの「不明瞭」さは, 時として批判の対象となってきた。しかし, セクハラ「今, ここ」を考える時, こうした批判は無力に近いと言わざるを得ない。「No!」と言わないのは, 個々人の人格や性質を越えた日本女性のコミュニケーションをめぐる文化的特徴である可能性が高いからだ。実態を伴う意識変化は長い時間を要するのが常である。セクシュアリティに関わるコミュニケーションは, 身近でありながら閉ざされた領域であり, だからこそ, 被害者の多くを占める女性のコミュニケーションの意味や方法を解明し, 広く社会の理解をうながす必要があると考える。

註

- 1) Wood (1999)あるいはタネン(2003)等によれば,こうした対立的態度は男性のスタイルである。
- 2) 「判例時報」は1953年に刊行された月3回発行の旬刊誌(各号200頁前後)。重要判例の詳細を収載し,法学研究などで頻繁に活用される専門性の高い雑誌である。判決がすでに確定した事例を扱い,裁判における原告・被告の主張,相違点の検討,判旨などが原文のまま記載される。また,当事者双方が認めた事実として,現場で使用された表現が口語体のまま記録されている。
- 3) 2007年までの判例時報にはこの16件の他,4件のセクハラに直接・間接に関わる事例が収載されているが,それらについては当事者双方の供述が記載されておらず,ここでは割愛した。
- 4) 「判例時報」第1705号によれば,この事例でセクシャル・ハラスメントという用語が使用されていないのは,権利性ないし内容が一義的でなく,必ずしもその意味するところが一定ではないため,伝統的な不法行為法の枠内で処理できると認識されたからだろうとされる。(p. 135)
- 5) 被害女性が雇用者の建設会社社長との食事中,一緒にY談に興じ,芸者遊びで性的欲求を満たすくらいなら自分たちを相手にしたらどうかなどの発言をしている判例。

引用文献

- 東 清和・小倉千加子(2000)『ジェンダーの心理学』早稲田大学出版部。
井上章一(1991)『美人論』リプロポート。
エクマン・フリーセン(1987)『表情分析入門』(工藤力訳編)誠心書房。
かながわ女性センター(2004)『男性も女性もひとりで悩まないで!』かながわ女性会議。
金子雅臣(1995)『女の部下を叱れない』築地書館。
キーン,ドナルド(1994)『日本人の美意識』中公文庫。

- クリストファ, ロバート (1984) 『The Japanese Mind』 講談社.
- 鈴木由美 (1994) 「セクシュアル・ハラスメントの基本構造とその日本の特質」 鐘ヶ江晴彦・広瀬裕子 (編) 『セクシュアル・ハラスメントはなぜ問題か』 (pp.115-142). 明石書店.
- 多田道太郎 (1972) 『しぐさの日本文化』 筑摩書房.
- ダーレガ, V.J. 他 (1999) 『人が心を開くとき・閉ざすとき』 (斉藤勇監訳) 金子書房.
- タネン, デボラ (2003) 『わかりあえる理由 わかりあえない理由』 (田丸美寿々訳) 講談社.
- チヨドロウ, ナンシー (1981) 『母親業の再生産』 (大塚光子・大内管子訳) 新曜社.
- 21世紀職業財団 (2005) 『わかりやすいセクシュアル・ハラスメント 判例集』.
- 判例時報 No. 1673 (pp.89-101), No. 1682 (pp.866-870), No.1687 (pp.104-109), No. 1705 (pp.135-146), No. 1734 (pp.82-90), No. 1734 (pp.140-149), No. 1743 (pp.99-108), No. 1744 (pp.137-150), No. 1754 (pp.125-138), No. 1800 (pp.47-63), No. 1759 (pp.89-94), No. 1796 (pp.121-133), No. 1792 (pp.109-115), No. 1865 (pp.106-122), No. 1879 (pp.62-71), No. 1894 (pp.26-35). 判例時報社.
- 平山順子・柏木恵子 (2001) 「中期夫婦のコミュニケーション態度: 夫と妻は異なるのか?」 『発達心理学研究』 12(3), pp.216-227.
- ベノクレイティス・フィーギン (1990) 『セクシャル・ハラスメントの社会学』 (千葉モト子訳) 法律文化社.
- ホフステード, G. (1995) 『多文化世界』 (岩井紀子・岩井八郎訳) 有斐閣.
- ルーピン, リリアン (1992) 『夫/妻 この親愛なる他人』 (賀谷絵美子他訳) 垣内出版.
- ロット, パーニス (1998) 『ジェンダーはいかにして形成されるか』 (山田恭子他訳) 日本評論社.

- Gillian, Carol. (1993). *In a Different Voice*. Harvard University Press.
- Victor, A. David. (2001). *A Cross-Cultural Perspective in Gender*, In Arliss A. Laurie and Borisoff J. Deborah *Women and Men Communicating* (pp.65-77). Waveland Press.
- Wood, Julia. (1999). *Gender, Communication and Culture*, In Samover A., Larry and Porter E. Richard(ed.) *Intercultural Communication* (pp.170-179). Wadsworth.
- Wood, Julia. (2002) *Gendered Lives: Communication, Gender, and Culture*. Wadsworth.